（前のページより続き）

裁判所
失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係
特殊法人等
企業年金基金設立関係
会社その他

省　令

○総務省令第十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号及び第二十九条の四第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第五条第十一項若しくは第十七項」を「第五条第十一項若しくは第十六項」に改める。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第十一項若しくは第十七項」を「第五条第十項若しくは第十六項」に改める。

（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第十一項若しくは第十七項」を「第五条第十項若しくは第十六項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省令第十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第十五号中「全出力二十キロワット以下のもの」の下に「及び第二十号に掲げるもの」を加え、同条に次の一号を加える。

二十　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

第十条に次の一号を加える。

十三　急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

第十二条に次の一号を加える。

十　急速充電設備にあっては、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

第十四条に次の一号を加える。

七　急速充電設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

第十六条に次の二号を加える。

九　急速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

イ　充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ　急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

ニ　漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ホ　電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ヘ　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ト　急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

チ　自動車等の衝突を防止すること。

十　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ　電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ　異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第十七条の表放電加工機の項及び変電設備の項中「第九号」を「第十号」に改め、同表内燃機関を原動力とする発電設備の項中「、第十一号及び第十二号」を「及び第十一号から第十三号まで」に、「第八号及び第九号」を「及び第八号から第十号まで」に、「第二号から第六号まで」を「第二号から第七号まで」に改め、同表蓄電池設備の項中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に、「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に改め、同表ネオン管灯設備の項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改め、「第五号まで」の下に「及び第七号」を加え、同表舞台装置等の電気設備の項中「第十一号まで」の下に「及び第十三号」を加え、「及び第四号から第八号まで」を「、第四号から第八号まで及び第十号」に改め、同表に次の一項を加える。

急速充電設備	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第十条第一号から第十二号まで、第十一条、第十二条、第一号から第九号まで、第十三条、第十四条第一号から第六号まで並びに第十五条